

議案第 9 号

岩倉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

岩倉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 6 年 2 月 2 6 日 提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

岩倉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

岩倉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和46年岩倉市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「78の項」を「79の項」に改める。

第4条第2項中「もの」を「者」に、「昭和46年岩倉市条例第35号。以下「旅費条例」という。」を「昭和46年岩倉市条例第35号」に、「旅費条例別表」を「同表」に改める。

別表に次のように加える。

79	自転車活用推進計画検討委員会委員	日額	7,450円
----	------------------	----	--------

別表備考1を削り、同表備考2中「選挙会」を「選挙」に改め、同表中備考2を備考1とし、備考2として次のように加える。

- 2 投票管理者及び投票立会人については、職務に従事した時間が1日7時間以内の場合は、報酬の日額に2分の1を乗じて得た額とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。